

協議による現代的要素を許容したデザイン誘導の運用実態
—川越市川越伝建地区を対象として—

正会員 ○戸田 惣一郎*
同 岡崎 篤行**

デザイン誘導 協議 伝建地区
修景 歴史的町並み 川越

1. 研究の背景と目的

伝建地区は、文化財保護法に基づく歴史的町並みの保全制度である。川越は商店街内部組織・町並み委員会の協議による町並み保全活動の限界を補う為に伝建地区指定へ踏み切った。伝統的外観のみ重視される伝建地区であるが、独自に景観基準を定め、現代的要素を許容したことは画期的である。

川越を対象とした既往研究には伝建地区指定までの合意形成課程を扱うもの¹⁾²⁾や町並み委員会(以下委員会)の協議(1988-1992年度)を扱うもの³⁾があるが、双方のデザイン誘導の運用実態を明らかにしたものはない。

そこで本研究は、伝建地区川越市川越を対象とし市による多段階デザイン誘導基準の運用と町並み委員会による協議の実態を明らかにすることを目的とする。

2. 多段階デザイン誘導基準と伝建地区制度の運用

川越は、一般建造物⁽¹⁾の修景に町並み・景観・修景基準と3段階に定めている(表1)。協議を重視する為、基準の内容は町づくり規範と同様に配置や概形を規定するものである。これまでの委員会の実績を評価し、その原則を受けて景観基準は現代的要素を許容する。なお「主要な通り」に面する敷地では、景観基準以上で建てる必要がある。

表1 デザイン誘導基準の概要

基準対象	町並み基準	景観基準	修景基準	修理基準
性格(地区一般)	許可基準	一般建造物 助成基準	助成基準	伝統的建造物 許可・助成基準
性格(主要な通り)	非適用	許可・助成基準	助成基準	許可・助成基準
位置づけ	町並みを損なわない建物のあり方。一般建造物全ての現状変更行為は最低限この基準を満たす必要がある。	町並みと調和した建物のあり方。厳格に「伝統的建造物の建築様式」に準ずる必要なし。現代的要素を許容する。	「伝統的建造物の建築様式」に準じた建物のあり方。蔵造り・真壁造り町家が代表的な準ずるべき建築様式。	修理のあり方。現状維持または復元修理とする。但し通りに面する1階部分の模様替えの場合は建築当初の姿への復元までは求めない。
項目の規定	最低限	より詳細	詳細な規定なし	項目なし
伝統的様式の継承度	町並みを損なわない最低限度	基本特性を継承	伝統的様式に準ずる	伝統的様式
最大助成率・金額	なし	2/5・300万円	3/5・600万円	4/5・1600万円
助成元	なし	市の予算	国 庫	

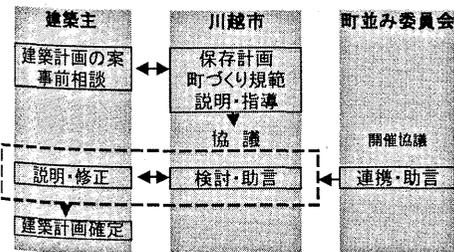


図1 建築計画確定までの協議プロセス

表2 景観基準7項目中の未達成項目数と建物の割合の関係

未達成数	0	1	事例数
修景基準	100%	0%	4
景観基準	78%	22%	9
町並み基準	50%	50%	2

7項目
①高さ、②下屋庇、③意匠の文飾化、④屋根形式、⑤色彩、⑥壁面位置、⑦配置

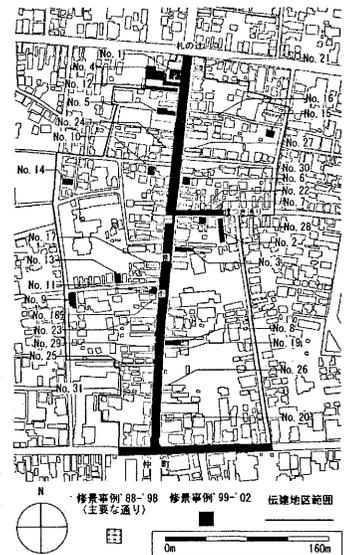


図2 修景事例分布

Operation of design review with taking in modern design by negotiation
A case of the preservation district of Kawagoe

TODA Soichiro, OKAZAKI Astuyuki

(1) の15事例に伝建地区指定前の主要な通りにおける修景事例(No.16-31)を加えた31事例を対象に意匠における伝統的要素の継承度を3指標を用いて比較・評価する(表4)。3指標において、伝統的要素の継承度によりそれぞれの指標に3つのレベルを設定した。特に「仕上げ」は、デザインだけでなく材料も含めて判断する。

修景事例は継承度により5つに類型化できる。デザイン誘導基準との関係を見ると、修景基準(T1-2)は概ね伝統的外観だが「細部意匠」に一部現代的要素も認める(No.4)。景観基準(T3-5)は3指標全てにおいて一つの伝統的様式の基本特性を継承するものや様々な様式を織り交ぜて取り入れるもの、「仕上げ」のみ伝統のものまで適用の幅が広い。

4. 一番街の修景をめぐる実績と課題

伝建地区指定前・後の新・増築において、概ね伝統的外観であるT1-2、より伝統的な「形態」であるT3が増加し、所謂「セモノク形態」のT4がなくなってきたことは伝建地区制度を利用したデザイン誘導の成果といえる(図3)。

一方で、T3において「形態」とは一致しない複数の伝統的様式の基本特性を断片的に取り入れた場合、全体のデザインとしてその特性を継承できないこと(No.5)や、既存建物の修景の際に、洋風町家型の「形態」でありながら、和風の屋根や庇、仕上げを無理につけてしまい、民芸調のデザインがうまれている(No.11)。また、伝統的外観であるT1-2は蔵造りをモチーフとした新築に偏っており(図4)、これらは材料・技法のオーセンティシティが問題となる。事実大壁の漆喰には、全てモルタルが代用された。

5. 結論

(1) デザイン誘導基準の内容は、概形や配置のみ定める緩やかなもので、認定は市担当者により基準の位置づけや協議の内容を踏まえて行われる。

(2) 修景事例は伝統的様式の継承度により5つに類型できた。伝建地区制度のデザイン誘導により、伝統風的事例が減りより伝統的な事例が増えた。

(3) 意匠が多様化するに伴い、複数の伝統的様式を断片的に取り入れた場合、全体として民芸調になったりその特性が失われてしまう場合がみられる。

(4) 伝統的外観による修景は蔵造りのものに偏っているが、オーセンティシティに問題がある。本物の蔵造りを引き立たせ、かつより本物らしい伝統的様式による修景を目指す上では真蔵造りの方が適当ではないかと考える。

【補注】

- (1) ここで一般建造物は伝統的建造物以外の建造物をさす。
- (2) ここで分節部はファサードを分節する部分のことで、洋風町家であれば頭部・胴部・基部の境となる部分を、和風町家であれば屋根・軒裏をさす。

【参考文献】

- 1) 岡崎 篤行他：「歴史的町並みを活かしたまちづくりのプロセスにおける合意形成に関する事例研究」第29回日本都市計画学会学術研究論文集 pp697-702
- 2) 岡田 岳人他：「伝統的建造物群保存地区指定の最終段階における合意形成過程の事例研究」日本建築学会技術報告集 第17号 pp455-458
- 3) 南 勝震他：「川越一番街における町づくりと町並み委員会」第27回日本都市計画学会学術研究論文集 pp67-72

表3 伝統的要素の継承度による類型

意匠による類型(Type)	T1	T2	T3	T4	T5
形態					
概形・バタンが伝統	○	○	○	○	×
ファサード形態が伝統	○	○	○	×	×
伝統	×	×	×	×	×
仕上げ					
無彩色又は茶系	○	○	○	○	○
デザインは伝統	○	○	×	×	×
伝統	×	×	×	×	×
細部意匠					
伝統的要素がある	○	○	○	○	○
伝統+伝統風	○	○	×	×	×
匠					
伝統	○	×	×	×	×
事例数					
伝建地区指定前(89-98)	2	1	2	7	4
伝建地区指定後(99-02)	2	2	6	1	2
対応するデザイン誘導基準	修景	修景	景観	景観	町並み

表4 建物の伝統的要素の継承度を評価する3指標と評価基準

<形態>	<仕上げ>	<細部意匠>
概形・バタン、屋根形式・勾配、軒高・出、庇高・出、断面形状について評価する。	屋根の材料・色彩、外壁の形式・材料・色彩について評価する。	柱間装置、壁面、分節部 ⁽²⁾ 、屋根の部位について評価する。
伝統：伝統的様式と一致する。		
伝統風：伝統的要素を多く取り入れているが、伝統的様式と明らかな相違がある。		

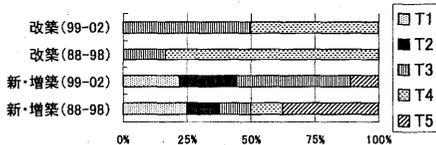


図3 建築行為ごとの伝統的要素の継承度

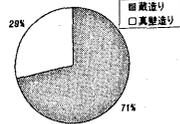


図4 T1-2の事例における建築様式の内訳

表5 修景事例と協議内容

No.4(新築・修景基準・T2) 窓のデザインについては「修景未済」であるが、その他配置形態などが良く守られたことや採光や天井高の必要性に配慮された。	No.5(新築・景観基準・T3) 今は現存しないレンガ蔵をモチーフとした。歯科医院であり歯をイメージした白い枠には委員会と異論があったが、施主の強い要望に配慮された。	No.6(新築・景観基準・T3) 協議のなかで市担当者が直接一部面を修正した。蔵造りの形態に非常に近く景観基準以上修景基準未済である。	No.11(改築・景観基準・T4) 委員会は意見書で2階のみ蔵風のデザインを避けるよう求めた。市と協議の段階で店内改築の計画になったが、計画以上に外観まで変更された。	No.12(新築・景観基準・T5) 委員会が7回以上協議された。RC造打ち放しに議論が沸いたが、規範をよく受け入れていることや、設計者の作風に配慮された。

* 東京大学大学院工学系研究科 博士前期課程

**新潟大学工学部建設学科 助教授・博士(工学)

* Graduate Student, Graduate School of Eng., Univ. of Tokyo

** Assoc.Prof., Dept. of Civil Eng. and Arch., Faculty of Eng., Niigata Univ., Dr.